

市民みんなで考える安心して暮らせる安全なまちづくり

入場無料

第19回 鹿児島市 安心安全まちづくり 市民大会

令和5年 **11.5日** 宝山ホール (県文化センター)
13:30~16:30 (13:00開場) 会場には駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

申込締切
10月20日金
必着 要申込



←ホームページ二次元コード

オープニング 13:30▶13:50

桜島火の島太鼓

第1部 13:50▶14:35

- 安心安全功労団体等表彰
- 大会宣言

第2部 14:40▶15:20

セーフコミュニティの活動発表
～活動するなかで～

発表者

NPO法人地域サポート
よしのねぎぼうず 理事長

永山 恵子さん



第3部 15:30▶16:30

講演会
桜島大規模噴火への備え
～大正噴火から110年～

講師

京都大学防災研究所
火山活動研究センター長

井口 正人さん



申し込み方法

- 定員 1200名
- 参加をご希望の方は、郵便、ファクスまたは電子申請にて鹿児島市安心安全課までお申し込みください。(お電話では受け付けておりません)
- 市内に居住または通勤・通学している方であればどなたでも申し込みができます。
※参加申込書は市ホームページに掲載しています。(複数名まとめて申し込みが可能)
※参加申込書以外で申し込む場合は、申込書の①氏名②郵便番号③住所④電話番号⑤参加人数を記入してお申し込みください。
- 参加を希望された方に対して、決定通知書等は発送いたしません。
当日、そのままご来場ください。

■申込先
〒892-8677 山下町11-1 鹿児島市役所 安心安全課

電子申請
二次元コード▶





市民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを進めましょう!

平成17年10月に施行した「鹿児島市安心安全まちづくり条例」では、自らの安全は自ら守るとともに地域の安全は地域で守るという基本認識のもと、市、市民、事業者が密接に連携し、協働して安心安全なまちづくりを推進することを定めています。

安心安全なまちづくり



市



市民事業者



【市の役割】

- 施策の策定・実施
- 市民等の意見の反映
- 援護を必要とする人への配慮
- 広報啓発活動
- 犯罪などの防止に配慮した環境の整備
- 安心安全なまちづくりを推進する人材の育成
- 地域の安全確保のための自主的な活動への支援 など

【市民・事業者の役割】

- 土地、建物などの適正な管理
- 安心安全の知識・技術の習得
- 日常生活での安全確保
- 地域の安全確保のための自主的な活動の推進
- 犯罪等の発生時における適切な措置 など

※市民とは、住んでいる方のほかに、市内に通勤・通学する方や観光客なども含まれます。

2021年1月
国際認証
再取得



WHO(世界保健機関)が推奨

重点7分野と目標

- 交通安全…高齢者・子どもの交通事故減少 など
- 学校の安全…小中学校の校内等でのけがの減少
- 子どもの安全…家庭内等での事故・けがの減少 など
- 高齢者の安全…転倒や窒息による不慮の事故の減少 など
- 防災・災害対策…桜島地域における避難体制の再構築
- DV防止…DVの正しい理解と気付きの促進 など
- 自殺予防…中高年(50~69歳)の自殺者数の減少

セーフコミュニティって?

セーフコミュニティは、「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」との考えのもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して事故やけがを予防する取組、またはその取組を進めているコミュニティのことです。



事故やけがを予防し、地域の安全性を高め、生涯にわたって安心して暮らせる安全なまちづくりに、みんな取り組みましょう!

改定した自転車安全利用五則を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

【車の仲間】である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率(警察庁資料より)



※致死率は死傷者のうち死者の占める割合をいう。